

北海道開発局独自

平成 28 年度

北海道開発局独自

目 次

第1編 共通編	6
第1章 総則	6
第2節 特記事項	6
1-1-2-1 ISO9001 (ISO9001 認証取得を活用した監督業務等工事)	6
1-1-2-2 ISO9001 (ISO9001 認証取得を活用した監督業務等対象工事以外)	10
1-1-2-3 低入札価格調査制度について	9
1-1-2-4 低入札価格調査対象工事における前金払いの縮減について	9
1-1-2-5 「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」 における受注者側技術者の増員について	9
1-1-2-6 工事コスト調査及び工事コスト調査の内訳の公表について	9
1-1-2-7 低入札価格調査制度対象工事における検査・監督等の強化について	10
1-1-2-8 グリーン購入法に基づく特定調達品目調達実績集計調査について	11
1-1-2-9 グリーン購入法に基づく特定調達品目について	11
1-1-2-10 技術調整会議の実施について	11
1-1-2-11 中間技術検査	12
1-1-2-12 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について	12
1-1-2-13 工事不具合等発生時の措置について	13
1-1-2-14 ワンデレスポンス	13
1-1-2-15 公共工事等における新技術活用【発注者指定型】	13
1-1-2-16 公共工事等における新技術活用【施工者希望型】	14
1-1-2-17 詳細設計付き施工発注方式	15
1-1-2-18 出来高部分払方式の実施について	16
1-1-2-19 総合評価提案内容の確認	16
1-1-2-20 品質証明(社内検査)について	17
1-1-2-21 総価契約単価合意方式について	18
1-1-2-22 土木工事における受発注者の業務効率化の実施について	18
1-1-2-23 石綿障害予防規則に基づく調査・分析の費用等について	19
1-1-2-24 工事で発生する副産物等の取り扱いについて	19
1-1-2-25 特定外来生物(植物)について	20
1-1-2-26 ライフライン事故防止について	24

第2章 土工	25
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	25
1-2-3-1 一般事項	25
1-2-3-5 法面整形工	25
第4節 道路土工	25
1-2-4-1 一般事項	25
1-2-4-2 掘削工	25
1-2-4-4 路床盛土工	25
1-2-4-7 凍上抑制層	25
1-2-4-8 しゃ断層	26
第3章 無筋・鉄筋コンクリート	27
第3節 レディ-ミクストコンクリート	27
1-3-3-2 工場の選定	27
1-3-3-4 品質管理	27
第10節 寒中コンクリート	27
1-3-10-3 養生	27
第2編 材料編	28
第2章 土木工事材料	28
第1節 土工	28
2-2-1-1-1 一般事項	28
第3節 骨材	28
2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材	28
2-2-3-7 凍上抑制層用材料及びしゃ断層用材料	29
2-2-3-8 路盤用材料	29
2-2-3-9 舗装を前提としない路盤用材料	31
2-2-3-10 その他の砂利、砂、碎石等	31
2-2-3-11 基礎及び裏込用材料	31
2-2-3-12 間隙充填用材料	31
第5節 鋼材	31
2-2-5-20 落石防止柵	31
2-2-5-21 雪崩発生予防柵	31
第7節 セメントコンクリート製品	32
2-2-7-3 コンクリート縁石	32
2-2-7-4 側溝構造物工	32
2-2-7-5 コンクリートブロック	32

2-2-7-6 護岸用コンクリートブロック（河川工事）	33
第8節 瀝青材料	33
2-2-8-1 一般瀝青材料	33
第9節 芝及びそだ	34
2-2-9-1 芝	34
第3編 土木工事共通編	36
第2章 一般施工	36
第6節 一般舗装工	36
3-2-6-7 アスファルト舗装工	36
3-2-6-12 コンクリート舗装工	37
3-2-6-14 ブロック舗装工	39
第10節 仮設工	40
3-2-10-12 残土受入れ施設工	40
第12節 工場製作工（共通）	40
3-2-11-2-7 橋梁用防護柵製作工	40
第14節 法面工（共通）	40
3-2-14-2 植生工	40
第17節 植栽維持工	40
3-2-17-3 樹木・芝生管理工	40

第1編 共通編

第1章 総則

第2節 特記事項

1-1-2-1 IS09001 (IS09001 認証取得を活用した監督業務等工事)

1. 目的

IS09001認証取得を活用した監督業務等対象工事（以下、対象工事）は、JIS Q 9001 (IS09001) 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象とし、受注者の「品質マネジメントシステム」を活用した工事における品質確保と事業実施の一層の効率化を図ることを目的とする試行工事である。受注者は、この取扱いの適用を希望する場合は、担当開発建設部に対し、工事請負契約締結日から14日以内に書類を提出して申請すること。

2. 履行義務

- (1) 対象工事施工に当たっては、設計図書によるほか、受注者が認証取得しているIS09001の品質マネジメントシステムに基づき工事を行う。
- (2) 契約締結後、IS09001の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これにあたるものとする。
- (3) 受注者は、発注者又は発注者が行う品質マネジメントシステム運用による効果等の調査に関し、依頼があった場合は協力するものとする。なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。

3. 品質マネジメントシステムの取扱い

- (1) 受注者は、品質マネジメントシステムのうち、対象工事に係わる品質計画書を作成し、工事着手前までに監督職員に提出するものとする。この場合において、工事の施工を受注者の複数の組織が担当し、かつ、当該複数の組織ごとにIS09001認証を取得しているときは、当該複数の組織ごとに対象工事の品質計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (2) 対象工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合は、対象工事品質計画書において各組織との関係を明確に記述するものとする。
- (3) 品質計画書と施工計画書は、統合して作成することが出来る。また、両者をそれぞれ作成する場合において、その記述内容に重複する部分が生じるときは、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載して作成してもよいものとする。

4. 共同企業体の取り扱い（受注者のすべての構成員が認証取得者である共同企業体の場合）

- (1) 甲型特定建設工事共同企業体は、その代表者の品質マネジメントシステム、乙型特定建設共同企業体及び乙型経常建設共同企業体はすべての構成員の品質マネジメントシステム、甲型経常建設共同企業体は、出資比率が最大の構成員の品質マネジメントシステムのうち、共同企業体として対象工物品質計画書を監督職員に提出するものとする。
- (2) 共同企業体にあつては、各構成員の施工上の役割分担その他必要な事項を品質計画書に記載するものとする。

5. 内部監査の実施

受注者は、対象工事において以下に定める事項に基づき、内部監査を実施するものとする。

(1) 内部監査員の資格基準

内部監査における監査チームのリーダーは、10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは1級土木施工管理技師等の資格を有すると共に、(財)日本適合性認定協会(JAB)又は国際認定機関フォーラム(IAF)における国際相互承認協定(MLA)を締結している認定機関が認定した審査員登録機関が実施する内部品質監査員養成セミナー(研修)又はそれと同等の研修を修了し、その後、現場の作業所を対象に監査チームのリーダーを経験した者とする。

(2) 実施時期

内部監査は、施工途中及び工事完了前に実施する。なお、施工途中の時期については、6ヶ月に1度程度の間隔で実施する。なお、受注者は、対象工物品質計画書又は実施計画書に、対象工事で実際に内部監査を行う監査チームリーダーの氏名、経歴、経験及び具体的な監査実施時期を記述するものとする。

6. 検査・測定及び試験担当者・承認者の明確化

受注者は、対象工事において設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の担当者・承認者を定めるものとする。なお、受注者は、対象工物品質計画書又は施工計画書に、設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の担当者、承認者を記述するものとする。

7. 検査・測定装置及び試験装置の管理

受注者は、対象工事において検査・測定装置及び試験装置が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

8. トレーサビリティの確保

受注者は、対象工事において以下に示す材料について、工事完了後に使用場所、時期、品質が確保できるよう管理を行うものとする。トレーサビリティの管理の記録

に関して監督職員が提示又は写しの提供を求めた場合、受注者はこれに従うものとする。

9. 品質記録

受注者は、対象工事で作成した品質記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合、これに従うものとする。また、工事完成後2カ年間においても、発注者が提示又は写しの提出を求めた場合、これに従うものとする。

※この表は例であり、工事によって必要項目を取捨選択すること

品名	規格	摘要
鋼材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材	ポストテンション
	鋼製杭及び鋼矢板	
セメント及び混和剤	セメント	
	混和剤	
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	
	コンクリート杭、コンクリート矢板	
塗料	塗料一般	
その他	レディ-ミクスコンクリート	
	アスファルト混合物	
	場所打ちぐい用レディ-ミクスコンクリート	
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	現場発生品	

なお、受注者は対象工事品質計画書及び施工計画書に、上記の材料について管理項目、管理方法を具体的に記述するものとする。

10. 検査時の提出書類の様式

対象工事の検査時に検査職員に提出する品質管理及び出来形管理に関する書類については、記載漏れがない場合に限り、監督職員の承諾を得て、所定の様式によらず受注者の検査記録の様式により提出してもよいものとする。

1-1-2-2 IS09001 (IS09001 認証取得を活用した監督業務等対象工事以外)

1. JIS Q 9001 (IS09001) を認証取得している（共同企業体は代表者が認証取得している）場合は、施工計画書と品質計画書の施工管理記録で重複する部分は、品質計画書に基づく施工管理記録に発注者の規格値を併記することを施工計画書に明記したうえで、品質計画書に基づく施工管理記録を引用することができる。

この場合、施工計画書の提出時に、認証取得していることを示す書類と品質計画書をあわせて提出しなければならない。

1-1-2-3 低入札価格調査制度について

1. 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

- (1) 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、受注者は、担当課所長等の求めに応じて、建設業法第 24 条の 7 に規定する施工体制台帳を担当課所長等に提出するものとする。
- (2) 前項の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを担当課所長等から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じるものとする。

2. 施工計画書の内容ヒアリング

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを担当課所長等から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じるものとする。

1-1-2-4 低入札価格調査対象工事における前金払いの縮減について

1. 低入札価格調査を受けたものとの契約については、前金払を請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。

1-1-2-5 「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」における受注者側技術者の増員について

1. 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、契約の相手方が当該開発建設部管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に監理技術者と同様の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65点未満（予定価格が1億円以上の場合には、70点未満）の工事成績評定を通知された企業
- (2) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は書面により嚴重注意の喚起を受けた企業
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し監理技術者と同様の業務を行うものとする。また当該技術者を求めることとなった場合には、その氏名とその他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

1-1-2-6 工事コスト調査及び工事コスト調査の内訳の公表について

1. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合にお

いては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）等の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出すること。なお、調査票等については別途監督員から指示するものとする。
- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）等について、費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者の下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

なお、工事コスト調査に係る資料は、下記のとおりとし「北海道開発局ホームページ」により公表する。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

1-1-2-7 低入札価格調査制度対象工事における検査・監督等の強化について

1. 本工事を予算決済及び会計令 85 条の基準に基づく価格を下回る価格をもって契約する場合においては、重点的に監督・検査等の強化を行うこととし、その具体的事項は、次のとおりである。

- (1) 発注者の監督業務において、工事現場の施工状況を把握するため、発注者の負担により工事現場にモニターカメラを設置することがある。
なお、モニターカメラ及び伝送方式等の仕様については、監督職員の指示によるものとする。
- (2) 不可視部分の出来高管理について、受注者はビデオ撮影を行い、検査時等において発注者に提出しなければならない。
なお、撮影対象及び頻度等については、監督職員の指示によるものとする。

1-1-2-8 グリーン購入法に基づく特定調達品目調達実績集計調査について

1. 受注者は、当該工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境省ホームページに掲載されている「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

2. 設計図書に定めがあるものについて、これ以上に特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が当該年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

1-1-2-9 グリーン購入法に基づく特定調達品目について

1. 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的とし、環境への負荷の低減に資する物品等の調達を推進するために「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称、「グリーン購入法」という、平成12年法律第100号）が平成13年4月に全面施行された。公共工事においても、環境負荷低減に資する物品等（特定調達品目）が指定されており、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、積極的に使用することとする。特定調達品目における判断基準・施工条件等については国土交通省国土技術政策総合研究所HP掲載「平成23年度特定調達品目調達ガイドライン（案）」を参照すること。

<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/green.html>

1-1-2-10 技術調整会議の実施について

（設計業務の成果品を用いて発注している工事で、受注金額1億円以上又は受注金額5000万円以上の構造物が主体の工事）

1. 技術調整会議とは、工事発注者・工事受注者・工事に使用した設計業務受注者（設計コンサルタント）の3者が一堂に集まり、会を開催するものである。
2. 受注者は、契約後「設計図書の照査ガイドライン」に基づき照査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。
3. 会の開催は、工事に使用した設計業務等受注者の参加承諾を得られた場合は、設計思想等の伝達のため、技術調整会議を実施するものとする。ただし、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要が無い工事は、その限りではない。
4. 「設計図書の照査ガイドライン」は下記に示す北海道開発局技術管理課ホームページからダウンロードできる。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/gaido.html

（設計業務の成果品を用いて発注している工事で、前項に該当しない工事）

1. 技術調整会議とは、工事発注者・工事受注者・工事に使用した設計業務受注者（設計コンサルタント）の3者が一堂に集まり、会を開催するものである。
2. 受注者は、契約後「設計図書の照査ガイドライン」に基づき照査を実施し、その結果を監督職員に報告するとともに、問題がある場合は資料及び質問書を監督職員に書面で提出するものとする。
3. 会の開催は、質問書に対し、監督職員が必要と認める場合で、設計業務等受注者の参加承諾を得られた場合に限り、技術調整会議を実施するものとする。
4. 「設計図書の照査ガイドライン」は下記に示す北海道開発局技術管理課ホームページからダウンロードできる。

(http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/gaido.html)

1-1-2-11 中間技術検査

1. 中間技術検査対象工事については、北海道開発局工事技術検査基準（平成19年2月1日北開局工管第206-1号）第4条に基づき実施するものとし、実施時期については、監督職員が、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえの技術的評価を適切に実施できる施工段階を選定するものとする。

また、実施回数等の適用にあたっては、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

（工事成績優秀企業への中間技術検査減免措置）

請負工事成績評定結果の取扱いについて（平成18年10月26日北開局工管第128号）の2及び請負工事成績評定結果取扱細則3. 認定優秀企業に対する措置により「工事成績優秀企業」として認定されている企業が、7工種（①一般土木工事、②舗装工事、③鋼橋上部工事、④PSコンクリート工事、⑤しゅんせつ工事、⑥グラウト工事⑦維持工事）の工事を施工する場合に、原則、中間技術検査の減免を行うものとする。ただし、低入札価格調査制度調査対象となった工事及び監督強化価格対象工事については、中間技術検査減免の適用の対象外とする。

1-1-2-12 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 北海道開発局が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報を行った場合には、速やかに事実関係を書面により発注者に報告すること。
3. (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
4. 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程が遅れる

等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

1-1-2-13 工事不具合等発生時の措置について

1. 工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

1-1-2-14 ワンデーレスポンス

1. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合には、監督職員への質問、指示依頼と併せて、作業内容や工程等を検討して、いつまでに回答が必要かを、速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

また、効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施することがある。

1-1-2-15 公共工事等における新技術活用【発注者指定型】

1. 公共工事等における新技術活用対象工事について、受注者は指定された新技術の施工にあたっては、本特記仕様書によるほか「新技術情報提供システム（NETIS）URL <http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp>」に記載されている「評価情報」や「申請情報」に留意するものとする。
2. 受注者は指定された新技術の施工にあたって疑義がある場合には、NETIS 申請者に確認のうえ監督職員と協議するものとする。
3. 前項により当該技術に係わる変更が生じる場合は、受注者は監督職員と協議を行い設計変更の対象とする。
4. 受注者は、指定された新技術の施工において、当該技術に起因すると考えられる不具合が生じた場合は、監督職員に速やかに報告し協議を行うものとする。
5. 受注者は、指定された新技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、活用効果調査入力システムにより調査表を作成し監督職員へ調査終了後速やかに提出するものとする。

ただし、「新技術情報提供システム（NETIS）」で「活用効果調査」が不要と位置付けされた技術を除く。

※活用効果調査入力システムの URL

http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Application/EV_Prg_Download.asp?TabType=4

6. 受注者は、対象工事によって知り得た当該技術に関わる情報を、監督職員の許可なく公表してはならない。

（他の工種で「施工者希望型」等による新技術の申請をする場合）

7. 受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術情報提供システム（NETIS）等を用い、新技術等の適用の有無や試行現場照会中の新技術について検討し、活用可能な新技術等（ただし1項で指定する新技術の工種を除く）がある場合は、提案を行うことができる。

※試行現場照会中の新技術の URL

http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Search/Trial_Reference_List.asp

8. 受注者は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」、「新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書の実施規約」に基づき、NETIS に登録された新技術(ただし、指定された新技術の工種を除く)を「施工者希望型」等として提案する場合は、現場条件等当該工事等で求める要件を満足するの否等十分な比較検討を行い、監督職員の確認又は承諾を受け活用を行うことができる。提案の際には、監督職員に「新技術活用計画書」を提出しなければならない。
9. 8 項で提案する新技術が設計図書等で定められた事項に係るものでない場合は、設計変更を行わない。また、8 項で提案する新技術が設計図書等で定められた事項に係るものである場合は、受発注者協議の上で、設計変更を行うものとする。ただし、7 項の試行現場照会中の新技術を提案した場合は、当該工事の実施箇所において標準的に使用される従来技術を用いた場合の標準積算額を上限とし、活用にあたり標準積算額を越える費用が生じる場合は、試行調査にかかる費用とみなし NETIS 申請者の負担とする。
10. 受注者は、8 項で提案する当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、活用効果調査入力システムにより調査表を作成し監督職員へ調査終了後速やかに提出するものとする。
ただし、「新技術情報提供システム (NETIS)」で「活用効果調査」が不要と位置付けされた技術を除く。

※活用効果調査入力システムの URL

http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Application/EV_Prg_Download.asp?TabType=4

11. 受注者は、8 項で提案した新技術が試行現場照会中の場合は NETIS 申請者が調査する試行調査に協力を行うものとする。なお、8 項で提案した新技術が現場照会中である場合の試行調査に係る費用は NETIS 申請者の負担とする。

1-1-2-16 公共工事等における新技術活用【施工者希望型】

1. 受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術情報提供システム (NETIS) 等を用い、新技術等の適用の有無や試行現場照会中の新技術について検討し、活用可能な新技術等がある場合は、提案を行うことができる。

※試行現場照会中の新技術の URL

http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Search/Trial_Reference_List.asp

2. 受注者は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」(平成 22 年 2 月 5 日付国官技第 287 号、国官総第 278 号、国営整第 18 号及び国総施第 260 号)、「新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書の実施規約」に基づき、NETIS に登録された新技術を「施工者希望型」等として提案する場合は、現場条件等当該工事等で求める要件

を満足するのか等十分な比較検討を行い、監督職員の確認又は承諾を受け活用を行うことができる。提案の際には、監督職員に「新技術活用計画書」を提出しなければならない。

3. 2項で提案する新技術が設計図書等で定められた事項に係るものでない場合は、設計変更を行わない。また、2項で提案する新技術が設計図書等で定められた事項に係るものである場合は、受発注者協議の上で、設計変更を行うものとする。ただし、1項の試行現場照会中の新技術を提案した場合は、当該工事の実施箇所において標準的に使用される従来技術を用いた場合の標準積算額を上限とし、活用にあたり標準積算額を越える費用が生じる場合は、試行調査にかかる費用とみなしNETIS申請者の負担とする。

4. 受注者は、2項で提案する当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、活用効果調査入力システムにより調査表を作成し監督職員へ調査終了後速やかに提出するものとする。

ただし、「新技術情報提供システム（NETIS）」で「活用効果調査」が不要と位置付けされた技術を除く。

※活用効果調査入力システムのURL

http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Application/EV_Prg_Download.asp?TabType=4

5. 受注者は、2項で提案した新技術が試行現場照会中の場合はNETIS申請者が調査する試行調査に協力を行うものとする。なお、2項で提案した新技術が現場照会中である場合の試行調査に係る費用はNETIS申請者の負担とする。

6. 受注者は、当該工事によって知り得た当該技術に関わる情報を、監督職員の許可なく公表してはならない。

1-1-2-17 詳細設計付き施工発注方式

1. 詳細設計付き施工発注方式対象工事については、工事受注後に行う構造の細部の設計及び施工に必要な仮設等の設計を一括して発注する詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。

(1) 詳細設計の範囲

受注者は、設計図書に記載されている基本設計条件に基づき細部の設計及び施工に必要な仮設等の設計を実施するものとする。

(2) 提出図書への記載

受注者は、提出図書の作成において各項目の記載にあたっては、詳細設計に関する事項についても記載するものとする。

(3) 詳細設計技術者

受注者は、詳細設計を行う者（以下「詳細設計技術者」という。）として、次の基準を満たす者を配置するものとする。なお、詳細設計技術者は主任技術者又は監理技術者と兼務することができる。

1) 鋼構造物工事にあつては、技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「建設-鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）の資格を有する者を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有する者
- ・ 1級土木施工管理技士の資格を有する者
- ・ 1級建築施工管理技士の資格を有する者
- ・ 1級建築士の資格を有する者
- ・ その他これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（旧建設大臣が認定した者を含む。）

2) 機械器具設置工事にあつては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」とするものに限る。）の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロのいずれかに該当するものであること（建設業法第7条第2号イに規定する学科は建築学、機械工学又は電気工学に関する学科とする。）又はRCCM（機械）の資格を有する者とする。

(4) 詳細設計技術者の経歴等

詳細設計技術者を定めた場合、書面により氏名、経歴及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。詳細設計技術者を変更した場合も同様とする。

(5) 技術検査への立会

検査職員が技術検査（完成・既済部分・中間）時において詳細設計技術者に立会を求めた場合、当該技術者は技術検査に立会わなければならない。

1-1-2-18 出来高部分払方式の実施について

1. 出来高部分払方式対象工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する。

詳細は、北海道開発局ホームページに掲載されている「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/dekidaka/index.html)

1-1-2-19 総合評価提案内容の確認

1. 総合評価提案内容の確認対象工事は、総合評価による技術提案について、施工段階での反映状況を確認するため、別紙「総合評価提案内容に係るチェックシート」を作成し監督職員に提出するものとする。

2. 記載に当たり、受注者は特別契約書に記載されている全ての項目について記入例の太枠内に記載すること。

総合評価提案内容に係るチェックシート(記入例)

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
施 工 業 者	〇〇〇〇株式会社

〇〇 開発建設部
担当課所名: 〇〇〇〇課
主任監督員: 〇〇 〇〇

提 案 項 目	施工計画書 記載力所	チ ェ ッ ク 日 時				合 否 判 定	備 考
		施工計画書 記載確認	施 工 中 実 施 確 認				
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇頁 工程表	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	合・否	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇頁 工程表	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	合・否	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇頁 〇項	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	合・否	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇頁 〇項	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	合・否	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇頁 〇項	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	合・否	
自然共生社会の形成 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇頁 〇項	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	合・否	
循環型社会の形成 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇頁 〇項	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	合・否	
	頁 項	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	合・否	
	頁 項	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	合・否	
	頁 項	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	合・否	
	頁 項	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	合・否	
	頁 項	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	合・否	

※合否判定に当たっては、事務所の場合は所長又は副所長と、事業所の場合は所長又は担当事業課長と、本部の場合は担当事業課長との合議をもって記述する。

1-1-2-20 品質証明(社内検査)について

1. 品質証明(社内検査)対象工事については、請負工事の適正な品質を確保するため品質証明員を置き、品質証明(社内検査)を実施する品質証明工事である。
2. 品質証明は、品質証明員が工事施工途中において必要と認める時期及び検査(完成、既済部分、中間技術検査)の事前に行うものとし、受注者は検査時にその結果を品質証明書(別記様式-1)として監督員に提出しなければならない。

別記様式 - 1

品質証明書

工事名：.....

社内検査記事

品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員氏名 印	記事

上記のとおり社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

平成 年 月 日

受注者 住所

氏名 印

1-1-2-21 総価契約単価合意方式について

1. 工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議して合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施するものである。

2. 総価契約単価合意方式の対象工事については、共通仕様書 第3編 3-1-1-2を適用するものとするが、請負代金内訳書（以下「内訳書」という）の提出を求める場合、第3編 3-1-1-2第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。なお、発注者・受注者間で締結した単価合意書は、公表することができるものとする。受注者は、契約書第3条に基づく内訳書を受注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

【なお、単価包括合意方式を選択した受注者も、内訳書を発注者に提出した場合には、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。】

【注】：【】内は、内訳書の提出を求めない場合に適用する。

3. 後工事を随意契約により前工事と同じ受注者に発注する場合には、前工事にて合意した単価等を後工事の積算で使用することとする。

1-1-2-22 土木工事における受発注者の業務効率化の実施について

1. 目的

工事施工中に受注者から監督職員へ提出を求める工事書類、及び工事完成時に工事の成果品として受注者から監督職員へ納品を求める工事完成図書を明確化することにより、工事受注契約締結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び

受注者の業務の効率化を図る。

2. 実施方法

工事書類の提出は、本局HPに掲載している「工事関係書類一覧表」に基づき実施するものとする。

(http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/kouji5.htm)

1-1-2-23 石綿障害予防規則に基づく調査・分析の費用等について

1. 石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を受注者が実施する場合の費用については、当初積算では計上していないため、それらに要した費用について監督職員と協議の上、設計変更で見込むものとする。

2. 石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。

1-1-2-24 工事で発生する副産物等の取り扱いについて

工事で発生する建設副産物については、以下のとおり取り扱うこととし、各品目毎の取扱いは、各品目毎の記載事項によること。

1. 各品目毎に記載されている再資源化施設等は積算上の条件明示であり、副産物及び廃棄物を搬出する再資源化施設や最終処分場を指定するものではない。ただし、受注者の任意により本仕様書で明示されている施設以外の施設へ搬出する場合であっても設計変更の対象としない。また、受注者が任意の施設へ搬出する場合であっても再資源化施設へ搬出することを原則とし、最終処分場へ搬出する場合はその理由等について監督職員と協議するものとする。

2. 下記のようなやむを得ない事情が生じた場合は、設計変更の対象とする場合がある。

(1) 発生した建設副産物の条件が、特記仕様書に明示されている条件と異なっている場合。

(2) 搬出施設が受入可能量を超える等、本仕様書で明示した再資源化施設での処理が不可能になった場合。

(3) 処理業者の不適正な行為を行政機関が確認し、業務停止となった場合。

3. 建設副産物（廃棄物）を現地で再資源化するまでの保管又は再資源化施設、最終処分場等へ搬出するまでの保管については、廃棄物処理法の規定に基づく保管基準のほか、「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」によるものとする（一般廃棄物を除く）。

4. 「建設リサイクルガイドライン」に基づき、施工計画書の提出時に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を添付し、又その実施状況の記録を工事完成図書として提出することとし工事完成後1年間保存すること。なお、工事完成図書として実施状況の記録を提出することは、建設リサイクル法第18条に基づく「発注者への報告」を兼ねるものとする。

5. 建設副産物（廃棄物）を再資源化施設に搬出する場合は、受入費または処分費を支払うこと。

6. 当該項目に関わる要綱等は次のとおりである。

※建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日改正 国土交通省）

※産業廃棄物の保管施設ガイドライン（平成 13 年 4 月改正 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課）

※建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月 30 日 国土交通省）

7. その他、特に定めのない事項については、「建設副産物適正処理推進要綱」によるものとし、疑義が生じた場合は監督職員と十分打ち合わせして実施にあたること。

1-1-2-25 特定外来生物（植物）について

1. 事前調査

受注者は、工事区域について、事前に特定外来生物（植物）の生育について調査し、特定外来生物（植物）の有無について、監督職員へ報告すること。なお、工事区域内に特定外来生物（植物）が有り、「特定外来生物（植物）の防除」に該当する場合は、以下によるものとする。また、「防除」とは、「採取又は処分、被害防止措置」等を言い、「防除」を以て、法の禁止行為（飼養等）が除外される。防除の方法は、①一般廃棄物処分場へ搬出、②育つことが出来ない状態として処分（土砂 20 cm 以上の被覆による埋め立て、焼却等）、③刈りっぱなしの除草、④繁殖地が拡大しない範囲でのすき取り土の緑化再利用等により実施するものとし、監督職員と協議し指示によること。

特定外来生物（植物）一覧

種 名	※オオキンケイギク、※オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、※アレチウリ、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ、アゾルラ・クリスタータ、ミズヒマワリ、※オオフサモ、スパルティナ属全種、ルドウィギア・グランディフロラ・アングリカ
-----	---

※北海道内で確認されている種

2. 特定外来生物（植物）の防除

特定外来植物の防除にあたっては、外来生物法（第 11 条）及び「オオキンケイギク等の防除に関する件」（平成 18 年 2 月 1 日付け 国土交通省、環境省告示第 1 号）を遵守し下記のとおり行うこと。

(1) 対象となる区間

- ・ 生きている特定外来生物（植物）の個体及び種子、根の器官を工事区域外へ公道に出て搬出する場合。
- ・ 上記を含む土砂を工事区域外へ公道に出て搬出する場合。
- ・ 河川敷地内で土砂 20 cm 以上の被覆による埋め立てを行う場合。

(2) 関係地域住民への周知（別紙 1）

- ・「防除」の実施にあたっては、関係地域住民等へ周知するため、事前に掲示板を設置すること。

(3) 特定外来生物防除従事者証（別紙2、別紙3）

- ・受注者は、特定外来生物（植物）の防除を行う場合、作業に着手する前に従事者証の交付を受けること。
- ・防除作業に従事する者（掘削等作業～搬出作業に従事する者）は、発注者から従事者証の交付を受け、業務に従事するとき携帯させること。なお、防除作業が完了したときは、速やかに従事者証を発注者に返納すること。

(4) 作業における留意事項

防除作業については、監督職員と協議し指示によること。また、作業に応じて設計変更をする場合がある。

1) 掘削時及び除草・集草時

- ・刈草やすき取り物及び土砂が周辺に逸出しないよう注意して行うこと。
- ・個体、種子、根及び特定外来生物（植物）の器官を含む土砂（表土）と、含まない土砂は区分して取扱うこと。除草・集草時は、特定外来生物（植物）と通常の植物を区分して取り扱うこと。
- ・現場内にて仮置き（堆積）する場合には、「育つことのできない」状態とすることとし、周囲への拡散防止処置（シート等で覆う）を行うこと。

2) 搬出時

①一般廃棄物処分場の場合

- ・搬出先には、特定外来生物（植物）が含むすき取り物及び刈草等であることを通知し、受入可能であることを確認すること。また、特定外来生物（植物）を含む廃棄物の処分が可能な処分場へ搬出するものとし、運搬作業においては、飛散防止処置（シート等で覆う）を行うとともに運搬距離を短くするよう努めること。

②一般廃棄物処分場以外の場合

- ・運搬作業においては、飛散防止処置（シート等で覆う）を行うとともに運搬距離を短くするよう努めること。
- ・搬出先では、「育つことができない」状態（シート等で覆う、20cm以上の覆土等）とすること。
- ・個体、種子、根及びそれを含む土砂については、別途監督職員が指示する箇所に搬出すること。

3) 利用時

- ・特定外来生物（植物）を含む土砂を利用する場合は、「育つことのできない」状態（20cm以上の覆土）等の状態にて使用するほか、生育範囲の拡大とならぬよう利用することを基本とし、利用の範囲については監督職員と協議すること。

(別紙1)

「特定外来生物の防除」の掲示板(例)

※掲示板の規格

- ・ 掲示板は白地とし、文字は黒地とする。
- ・ 掲示板の寸法は1400mm(縦)×1000mm(横)とし、記載の内容は下記を標準とする。

お知らせ

〇〇〇〇工事は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第11条に基づき、主務大臣等による防除を実施しています。

工 事 名 :

工 事 期 間 :

受 注 者 :

責 任 者 :

発 注 者 : 国土交通省 北海道開発局
〇〇開発建設部 〇〇事務所

対象特定外来生物 :

連 絡 先 : 〇〇事務所
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別紙2)

特定外来生物防除従事者証交付願

平成 年 月 日

〇〇 開 発 建 設 部
〇 〇 〇 〇 殿

受注者 〇〇市〇〇
×× 株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

1 工事の名称 〇〇工事
2 工事場所 〇〇町
3 施工期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
4 特定外来生物の名称 〇〇〇

上記防除作業に下記の者を従事させますので従事者証の発行方依頼いたします。
なお、当該作業が完了したときは、速やかに返納することを申し添えます。

No	従事者氏名	住 所	生 年 月 日	備 考

※ 備考欄には従事する作業の名称を記載すること。

(別紙3)

特定外来生物防除従事者証 (例)

地色 黄

特定外来生物防除従事者証 第 号

写
真
2cm×3cm

工事名：
会社名：
氏 名：
上記の者は特定外来生物の生態系等に係る被害の防止に関する法律第11条第2項に基づく防除作業従事者であることを証す。
特定外来生物の名称：
平成 年 月 日

〇〇開発建設部 印

6cm

9cm

朱色枠取り

有効期限 年 月 日

1. この証明書は、防除作業に従事するとき携帯しなければならない。
2. この証明書はその目的以外に使用してはならない。
3. 有効期限のあるもの、又は職場を離れた場合で本書が無効となったときは直ちに届け出ること。
4. この証明書を紛失したりき損したようなときは、速やかに届け出て、再交付を受けなければならない。
5. 作業完了と同時に返納すること。

1-1-2-27 ライフライン事故防止について

1. ライフライン（地下埋設物及び架空線等）付近の作業に伴う事故防止について、工事施工前に工事箇所及びその周辺の確認を十分に行うこと。
2. 工事箇所においてライフラインがある場合には、関係機関と打合せを行いその内容を施工計画書に明記すること。また、地下埋設部がある場合には埋設物管理者と現地立会を行い、埋設物の確認を行うこと。
3. ライフライン事故防止チェックリストについて
受注者は下記ホームページに掲載されている「ライフライン事故防止の手引き（案）」の「ライフライン事故防止チェックリスト」を提出すること。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/kouji12.html

第2章 土 工

第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

1-2-3-1 一般事項

11. 受注者は、工事箇所の湧水は施工前にその処置について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12. 受注者は、軟弱地盤の伐開にあたっては、在来地盤を損なわないように行わなければならない。
13. 受注者は、用地外の立木根又は枝が用地内に広がっている場合の措置は監督職員の指示によるものとする。
14. 受注者は、伐開除根作業終了後に、監督職員に報告し承諾を得た後に、次の作業に着手するものとする。

1-2-3-5 法面整形工

6. 受注者は、芝の植付けにあたっては、原則として干天あるいは降雪の季節を避けなければならない。

第4節 道路土工

1-2-4-1 一般事項

21. 受注者は、軟弱地盤上の伐開にあたっては、在来地盤を損なわないように行わなければならない。
22. 受注者は、用地外の立木根又は枝が用地内に広がっている場合の措置は監督職員の指示によるものとする。
23. 受注者は、伐開除根作業終了後に、監督職員に報告し承認を得て、次の作業に着手するものとする。

1-2-4-2 掘削工

8. 受注者は、軟岩掘削、硬岩掘削において発破を行う場合、安全のため岩石が飛散しないように作業を行うとともに、特に狭い場所や家屋に近いときは防護柵等を施工しなければならない。特に大規模な爆破を行うときは、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

1-2-4-4 路床盛土工

17. 受注者は、路床面の施工にあたっては所定の縦横断形を有し、一様で十分な締固め度を得られるように仕上げなければならない。

1-2-4-7 凍上抑制層

1. 受注者は、凍上抑制層の施工に先立ち、雑草、浮石、木片、ごみ等を取り除き、清掃しなければならない。

2. 受注者は、締固め中、路床の軟弱により所定の締固めができないときは、直ちに監督職員に報告して、その指示を受けなければならない。
3. 受注者は、凍上抑制層の締固めにあたっては、JIS A 1210（突固めによる土の締固め試験方法—試験方法E法）によって求めた最適含水比付近で所定の締固め度に締固めしなければならない。なお、最大乾燥密度は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、砂及び火山灰の締固め度については、球体落下試験によるものとする。
5. 受注者は、敷きならしにあたっては、締固め後の一層の仕上り厚が 20 cmをこえないよう、均一に敷きならさなければならない。

1-2-4-8 しゃ断層

受注者は、しゃ断層用材料については、路床をみださない方法で、所定の厚さに敷きならさなければならない。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第3節 レディ-ミクストコンクリート

1-3-3-2 工場の選定

6. 受注者は、圧縮強度試験を行うにあたり「レディ-ミクストコンクリートの品質管理について」（建設省技術参事官通達 昭和50年8月7日）を遵守し、材令7日のものについても行い、強度上疑義がある場合には、品質が確認されるまで一時、当該レディ-ミクストコンクリートの使用を中止しなければならない。

1-3-3-4 品質管理

1. 受注者は、1日当たりレディ-ミクストコンクリートの使用量が100m³以上施工するコンクリート工において、「レディ-ミクストコンクリートの品質確保について（平成15年10月2日、国官技第185号）」、「レディ-ミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月2日、国コ企第3号）」及び「レディ-ミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（以下測定要領という）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。
2. 測定機器は、測定要領の「2. 測定機器」によるものとし、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。
なお、単位水量の測定は、測定要領の「6. 測定頻度」及び「7. 管理基準・測定結果と対応」により実施すること。

第10節 寒中コンクリート

1-3-10-3 養生

6. 所定の品質のコンクリートを造るため、一般に行う管理試験のほかに、コンクリートの打ち込み温度と保温された空間の温度を測定し、コンクリートの品質に悪影響を及ぼす可能性がある場合には、施工計画を変更し適切な対応を講じなければならない。
7. マスコンクリート及びその他コンクリート温度の測定が特に必要な構造物については監督職員の指示による。
8. 養生の打切り、型わく、支保工の取りはずし時期の適否の確認は、現場のコンクリートとできるだけ同じ状態で養生した供試体の強度試験によるほか、コンクリート温度の記録から推定した強度によって行うものとする。
9. コンクリートは、施工中の予想される加重に対して十分な強度が得られるまで養生しなければならない

第2編 材 料 編

第2章 土木工事材料

第1節 土工

2-2-1-1-1 一般事項

2. 工事に使用する土は、その目的に適合する土質で、施工前に資料を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

第3節 骨材

2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材

9. アスファルト舗装用粗骨材

- (1) 粗骨材とは2.36mmふるいに止まる骨材をいう。
- (2) 粗骨材は、混合物に適した粒度で、細長いあるいはうすっぺらな石片、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。
- (3) 粗骨材の材質は次表のとおりとする。

表(1) 砕石

項 目	試験方法	規 定		
		表層用	基層用 (中間層)	すべり止め用
表 乾 比 重	JIS A 1110	2.50以上	2.50以上	2.60以上
吸 水 率	JIS A 1110	2.5%以下	3.0%以下	2.5%以下
すりへり減量	JIS A 1121	30%以下	30%以下	30%以下
安定性試験損失量	JIS A 1122	12%以下	12%以下	12%以下

※試験に用いる材料の粒度範囲は、13~5mmとする。

表(2) 砂利(基層・中間層用)

項 目	試験方法	規 定
表 乾 比 重	JIS A 1110	2.50以上
吸 水 率	JIS A 1110	3.0%以下
すりへり減量	JIS A 1121	30%以下
安定性試験損失量	JIS A 1122	12%以下

※試験に用いる材料の粒度範囲は、13~5mmとする。

10. アスファルト舗装用細骨材

- (1) 細骨材とは2.36mmふるいを通過する骨材をいう。
- (2) ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。
- (3) 細骨材の材質は次表のとおりとする。

表 細骨材の材質

項目	試験方法	規定		
		表層用	基層用 (中間層)	すべり止め用
表 乾 比 重	JIS A 1109	2.55 以上	2.50 以上	2.55 以上
安定性試験損失量	JIS A 1122	10%以下	12%以下	10%以下

2-2-3-7 凍上抑制層用材料及びしゃ断層用材料

1. 凍上抑制層用材料

凍上抑制層用材料は、次に示す品質規格に合格するもので、火山灰、砂、80 mm級以下の切込砂利及びコンクリート再生骨材等の粗粒材料で、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。

- (1) 火山灰（火山れきを含む）は、凍上試験に合格したものでなければならない。
ただし、凍上試験結果の判定が要注意のものは、75 μ m ふるい通過量が 20%以下であり、強熱減量が 4%以下であれば、使用することが出来る。地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が 0.1mm/h 以下でなければならない。
- (2) コンクリート再生骨材は凍上試験に合格する材料を基本とするが要注意の材料も使用してもよい。地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が 0.1mm/h 以下でなければならない。
- (3) 砂は、75 μ m ふるいの通過量が 6%以下でなければならない。
- (4) 80 mm級以下の切込砂利及びコンクリート再生骨材等の粗粒材料は、全量について、75 μ m ふるいを通過するもので、4.75 mmふるいを通過するものに対し、切込砂利で 9%以下、破碎面が 30%以上の切込砂利で 12%以下、切込碎石で 15%以下でなければならない。粒度は次表に示す範囲に入らなければならない。

表 凍上抑制層用粗粒材料の粒度

呼び名	ふるい目	ふるい通過質量百分率 (%)			
		90 mm	53 mm	37.5 mm	4.75 mm
80 mm		100	70~100	-	20~65
40 mm		-	100	70~100	20~65

[注 1]凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法（JGS0171-2-2003）、道路土工-排水工指針の資料-10 凍上試験方法（開発局法）、または東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法（JHS112）による。

[注 2]破碎面が 30%以上の切込砂利とは、玉石または砂利、切込砂利等を砕いたもので、4.75 mmふるいに止まるもののうち質量で、30%以上が少なくとも一つの破碎面をもつものである。

2. しゃ断層用材料

しゃ断層用材料の品質は、凍上抑制層用材料に準ずるものとするが、コンクリート再生骨材の凍上試験の規格は適用しないものとする。

2-2-3-8 路盤用材料

1. 路盤材料は、次表に示す品質規格に合格するもので、碎石、玉砕、砂利、コンクリート再生骨材及びその他監督職員の承諾を得た材料を使用するものとする。

2. コンクリート再生骨材は凍上試験に合格する材料を基本とするが要注意の材料も使用してもよい。地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が 0.1mm/h 以下でなければならない。
3. 路盤材料は、細長いあるいは、うすっぺらな石片、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。

表 路盤材料の品質規格

規格項目	試験方法	アスファルト舗装用		コンクリート舗装用	
		下層路盤及び歩道路盤	上層路盤 As 安定処 理	下層路盤	上層路盤
修正 CBR	舗装試験法便覧 (最大乾燥密度の 95%)	30%以上	-	20%以上	80%以上
すりへり減量	JIS A 1121	45%以下	40%以下	45%以下	45%以下
安定性試験損失量	コンクリート再生骨材以外の骨材	JIS A 1122	20%以下	20%以下	20%以下
	コンクリート再生骨材	-	-	-	-
75μm ふるい通過量	切込砂利	5 mm 以下について	9%以下	-	9%以下
	破砕面が 30% 以上の切込砂利	"	12%以下	-	12%以下
	切込碎石及びコンクリート再生骨材	"	15%以下	-	15%以下
表 乾 比 重	-	-	2.45 以上	-	-

[注 1]凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法 (JGS0171-2-2003)、道路土工-排水工指針の資料-10 凍上試験方法 (開発局法)、または東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法 (JHS112) による。

[注 2]すりへり減量試験において、碎石類の試験方法は JIS A 5001 により、砂利類は JIS A 1121 の粒度区分 A による。

[注 3]破砕面が 30%以上の切込砂利とは、玉石又は砂利、切込砂利等を砕いたもので、4.75 mmふるいに止まるものうち質量で、30%以上が少なくとも一つの破砕面をもつものである。

[注 4]コンクリート舗装用の上層路盤材料は、修正 CBR80%以上のものを用いることとする。ただし、試験路盤により支持力が確認された場合、修正 CBR40%以上のものも用いることができる。

4. 路盤に用いる材料の標準粒度範囲は、次表を標準とする。

表 路盤材料の粒度

区分	ふるい目 呼び名	ふるい通過質量百分率 (%)						
		53 mm	37.5 mm	31.5 mm	13.2 mm	2.36 mm	600 μm	
アスファルト舗装用下層路盤及び歩道路盤	切込砂利	40 mm	100	70~100	-	45~80	20~45	10~30
	切込碎石及びコンクリート再生骨材	40 mm	100	70~100	-	25~80	10~45	5~30
コンクリート舗装用上・下層路盤	切込砂利	40 mm	100	70~100	-	45~80	20~45	10~30
	切込碎石及びコンクリート再生骨材	30 mm	-	100	70~100	35~80	15~45	5~30
		40 mm	100	70~100	-	25~80	10~45	5~30

5. 鉱さいは高炉鉱さい等を破碎したもので、硫黄等による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは、うすっぺらなもの、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。鉱さいの品質規格及び粒度は切込砕石に準ずるものとする。
6. 路盤の間隙充填材は、ごみ、どろ、有機物などを有害量含まず、ふるいを通過するもののうち、75 μ mふるいを通過するものは15%以下でなければならない。また、安定性試験による損失量は12%以下でなければならない。

2-2-3-9 舗装を前提としない路盤用材料

舗装を前提としない路盤用材料は、40 mm級以下の切込砂利等の粗粒材料で、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。

品質規格、粒度については1-2-3-8によるものとする。

2-2-3-10 その他の砂利、砂、砕石等

1. 砂利、砕石は、良質で適当な粒度をもち、極端に扁平及び細長い石片、その他有機不純物等の有害量を含んではならない。
2. 砂は、良質で適当な粒度をもち、ごみ、どろ、有機不純物等の有害量を含んではならない。

2-2-3-11 基礎及び裏込用材料

切込砂利又は切込砕石は呼称80 mm級以下のもので、4.75 mmふるいは通過するものが20～65%の割合で混合したものとする。

2-2-3-12 間隙充填用材料

間隙充填用材料は、径50 mm以下のものが適度に混合したものとする。

第5節 鋼材

2-2-5-20 落石防止柵

(1) ネット

網目50×50 mmで塗装仕上げの場合はビニール被覆線で線径4.0 mm以上、芯線々径3.2 mm以上とし、メッキ仕上げの場合は線径3.2 mm以上でJIS G 3532「鉄線」に規定する鉄線のメッキ3種以上のものとする網地は、JIS G 3552「ひし形金網」により製作したものとする。

(2) ロープ

JIS G 3525「ワイヤロープ」の規格に準じたもので径18 mm、3×7G/Oとする。メッキ付着量は、素線に対して塗装仕上げで220 g/m²以上、亜鉛メッキ仕上げで300 g/m²以上とする。破断強度は160 kN以上の強さを持つものとする。

(3) 支柱

メッキ仕上げとし、メッキ付着量（片面付着量）は、JIS H 8641「溶融亜鉛メッキ」の2種（HDZ55）の550 g/m²以上とする。

2-2-5-21 雪崩発生予防柵

雪崩発生予防柵は、以下の規格に適合するものとする。

- (1) 支柱
JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) S S 400
- (2) タイバー
JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) S T K 400
- (3) サポート
JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管) S T K R 400
- (4) ワイヤロープ
JIS G 3525 (ワイヤロープ) に準ずるものとする。
- (5) 他付属品の品質については、上記基準に準ずるものとする。
- (6) アンカー
パイプアンカー JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)
SM490 相当品とし JIS G 3445 S T K M-16 A JIS G 4051 S-45 C を使用
H 鋼アンカー JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) SS400
岩盤用アンカー JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) SR235SS400 相当品

第 7 節 セメントコンクリート製品

2-2-7-3 コンクリート縁石

1. 縁石の材料、製品については、JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品の規定によるものとし、AE コンクリートを用い、型枠投入時の空気量は $4.5 \pm 1.5\%$ を標準とし、凍結融解抵抗性が得られるものでなければならない。
2. 縁石は、納入時において JIS A 5371、5 に準じて曲げ強度試験を行い、次表に示す曲げ強度荷重で破壊してはならない。また、下表の規格にない縁石を使用する場合には、納入時において曲げ強度で $3N/mm^2$ 以上のものでなければならない。

曲げ強度荷重

呼 び 名	曲げ強度荷重 (KN)
誘 導 縁 石	67 以上
歩車道境界縁石 1 型	45 以上
歩車道境界縁石 2 型	28 以上
車道舗装止縁石	58 以上
歩道舗装止縁石	17 以上
導 水 縁 石	16 以上

[注]表に示す曲げ強度荷重は、コンクリート曲げ強度が $3N/mm^2$ にて算出した。

2-2-7-4 側溝構造物工

JIS 規格のないもののコンクリート圧縮強度は材令 28 日又は製品納入時で $24N/mm^2$ 以上でなければならない。

2-2-7-5 コンクリートブロック

コンクリートブロックの品質は、圧縮強度は $18N/mm^2$ 以上、水セメント比 55% 以下で、

AE コンクリートとする。

2-2-7-6 護岸用コンクリートブロック (河川工事)

1. ブロックはコンクリートの工場製品として次の仕様による。
 - (1) 製品並びに養生方法は原則としてバイブレーション方式、又はプレス方式製造とし、蒸気又は湿潤養生とする。製品には一個毎に製造年月日を明示しなければならない。
 - (2) 使用コンクリートはAE コンクリートとし粗骨材の最大寸法は下表によること。

連節ブロック、大型連節ブロック、 法覆ブロック	20 又は 25 mm
法覆基礎ブロック、巻止ブロック、 帯工ブロック、根固ブロック	40mm

- (3) 空気量はバイブレーション方式では JIS A 1128 の測定法で $4.5 \pm 1.5\%$ 、プレス方式では北海道開発局の測定方法で $2.5 \pm 1\%$ とする。
- (4) 混和剤の品質、使用量は強度・凍結融解抵抗等に悪影響を及ぼさないものとする。
- (5) 製品のコンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策は、付表 5.5-2、5-3 及び 5-4 によることとする。
また、前記対策で安全と認められる骨材を採用する場合は、次の事項によること。
 - イ. 試験成績表が有効期間 (6 ヶ月) を超過した場合には、新試験成績表を提出すること。
 - ロ. 使用骨材の試験結果 (比重、吸水率、粒度等) は毎月提出し、産地の変更又は品質の変化が生じた場合には、新試験成績表を提出すること。
 - ハ. 工事途中で骨材がイ、ロの新試験成績表で有害と判断された場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を受けなければならない。なお、鉄筋を使用するブロック塩化物総量規制は付表 5.5-2 によることとする。
- (6) ブロックは原則として製造後バイブレーション方式で 14 日、プレス方式で 7 日以上経過したものでなければならない。

2. 法枠ブロックとして次によるものとする。法枠ブロックに於いて階段部は階段ブロックを使用し、その強度・重量等は法枠ブロックを下回らないこと。

第 8 節 瀝青材料

2-2-8-1 一般瀝青材料

6. グースアスファルトに使用するアスファルトは、次表に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。

表 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状

項目	種類	石油アスファルト 40～60	トリニダードレイク アスファルト
針入度 (25℃)	1/10mm	40 を超え 60 以下	1～4
軟化点	℃	47.0～55.0	93～98
伸度 (25℃)	cm	10 以上	－
蒸発質量変化率	%	0.3 以下	－
トルエン可溶分	%	99.0 以上	52.5～55.5
引火点	℃	260 以上	240 以上
密度 (15℃)	g/cm ³	1.00 以上	1.38～1.42

7. グースアスファルトは次表の規格を標準とするものとする。

表 グースアスファルトの標準的性状

項 目	標準値
針入度 1/10 mm	30～45
軟化点 ℃	50～60
伸度 cm	30 以上
蒸発質量 %	0.5 以下
トルエン %	86～91
引火点 ℃	240 以上
密度 g/cm ³	1.07～1.13

第9節 芝及びそだ

2-2-9-1 芝

3. 人工芝（植生マット等）

人工芝は、施工時期及び植付け箇所の土質等を適合するものでなければならない。

4. 種子

種子の種類、品質および配合は、設計図書によるものとする。芝の種子は、純度 90%以上、発芽率 80%以上とし、事前に発芽試験を行い、試験報告書を提出し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

第3編 土木工事共通編

第2章 一般施工

第6節 一般舗装工

3-2-6-7 アスファルト舗装工

1. 受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。
- (3) 既設路盤上に、厚さ 15cm 以下の補足材料（補充路盤材）を施工する場合は、事前に路盤の全面をスカリファイヤー等で 3cm 以上かき起こした後に補足材料の搬入、敷均し、転圧を行うものとする。
4. 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。

(21) 骨材の粒度は次表を標準とする。

表 骨材の標準粒度

混合物種類 標準仕上厚		加熱アスファルト安定処理	
		5~6cm	9cm
通過質量百分率	53mm		100
	37.5	100	95~100
	31.5	95~100	-
	26.5	65~90	
	13.2	45~75	
	2.36	20~50	
	75μm	0~7	

(注) 最大粒径 40 mm の場合は材料分離の有無を確認しておくものとする。

(22) 計量自記記録装置

1) 一般

バッチ式プラントには次に示す構造の計量自記記録装置を備えなければならない。

2) 自記記録装置の構造

- ① 計量記録装置は、印字式のものであり、かつ、作表（横打ち）方式のものでなければならない。
- ② 印字項目は、注文者記号（開発局…K）、バッチNo、骨材の累積、各ビン計量値、石粉計量値、アスファルト計量値、混合時刻、次表に示す合材種別番号、日付とし、各々横打ちで1バッチについて1行に記録されるものでなければならない。

ただし、注文者記号、合材種別番号、日付については、作業日、合材種別ご

とに、継続して行われる最初のバッチに記録されるものでもよいが、他の項は各バッチごとに記録されなければならない。

また、骨材累積各ビン計量値について、アスファルト安定処理にあつては、2.5 mmふるいは直近のビンまでの累積計量値及び骨材累積最終ビン計量値を記録するのみでもよいものとする。

種類	アス処理	粗粒 アスコン	細粒 ギャップ アス・コン	密粒 ギャップ アス・コン	歩道細粒 アス・コン	細粒 アス・コン	アスモル
番号	1	2	3	4	5	6	7

③ 継続して同一配合の合材が生産される場合は、作業日ごとに、その最終バッチ後に、骨材累積最終ビン計量値、石粉計量値、アスファルト計量値の各々について材料別に集計し、印字する機構を有するものでなければならない。

ただし、一日のうち、同一注文者による同一配合の合材生産作業が中断される場合、中断前の材料集計値と、再開後の材料集計値が各々印字されるものであり、中断前と再開後の材料集計値が加算されなくともよいものとする。

④ 前項の材料集計値は1電源の切断、又は停電等があつても、集計用記憶回路の記憶が解除されることなく、所定の材料集計値が記録されるものでなければならない。

⑤ 作業記憶データに印字される最小数値は、計量器最大ひょう量の1/200以下でなければならない。

3) 混合作業は(6)～(8)によるほか、下記の事項によらなければならない。

① 印字記憶結果に異常値を発見した場合は、直ちにその原因をもとめて、異常値が生じないよう対策を講じなければならない。

② 計量された値が正しく印字されるよう計量記録装置の点検、調整を行われなければならない。

③ 作業記録データは、1部を監督職員に提出しなければならない。なお、データは、コピーしたものでよいものとする。

4) 連続式プラント連続式プラントは、バッチ式プラントの2)～3)のほか次の各号のものを有するものでなければならない。

① 粒度調整装置 ② 同調装置 ③ ミキサ

ミキサは、二軸式バグミル型の連続式ミキサで、均一な所定の混合物を生産するものでなければならない。

3-2-6-12 コンクリート舗装工

4. 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

(25) 骨材の粒度は次表を標準とする。

表 骨材の標準粒度

混合物種類		加熱アスファルト安定処理	
		標準仕上厚	5~6cm
通過質量百分率	53mm		100
	37.5	100	95~100
	31.5	95~100	-
	26.5	65~90	
	13.2	45~75	
	2.36	20~50	
	75 μm	0~7	

(26) 計量自記記録装置

1) 一般

バッチ式プラントには次に示す構造の計量自記記録装置を備えなければならない。

2) 自記記録装置の構造

① 計量記録装置は、印字式のものであり、かつ、作表（横打ち）方式のものでなければならない。

② 印字項目は、注文者記号（開発局…K）、バッチNo.、骨材の累積、各ビン計量値、石粉計量値、アスファルト計量値、混合時刻、次表に示す合材種別番号、日付とし、各々横打ちで1バッチについて1行に記録されるものでなければならない。

ただし、注文者記号、合材種別番号、日付については、作業日、合材種別ごとに、継続して行われる最初のバッチに記録されるものでもよいが、他の項は各バッチごとに記録されなければならない。

また、骨材累積各ビン計量値について、アスファルト安定処理にあつては、2.5 mmふるいは直近のビンまでの累積計量値及び骨材累積最終ビン計量値を記録するのみでもよいものとする。

種類	アス処理	粗粒 アスコン	細粒 ギャップ アス・コン	密粒 ギャップ アス・コン	歩道細粒 アス・コン	細粒 アス・コン	アスモル
番号	1	2	3	4	5	6	7

③ 継続して同一配合の合材が生産される場合は、作業日ごとに、その最終バッチ後に、骨材累積最終ビン計量値、石粉計量値、アスファルト計量値の各々について材料別に集計し、印字する機構を有するものでなければならない。

ただし、一日のうち、同一注文者による同一配合の合材生産作業が中断される場合、中断前の材料集計値と、再開後の材料集計値が各々印字されるものであり、中断前と再開後の材料集計値が加算されなくともよいものとする。

- ④ 前項の材料集計値は、電源の切断、又は停電等があっても、集計用記憶回路の記憶が解除されることなく、所定の材料集計値が記録されるものでなければならない。
 - ⑤ 作業記憶データに印字される最小数値は、計量器最大ひょう量の1/200以下でなければならない。
- 3) 混合作業は(6)～(8)によるほか、下記の事項によらなければならない。
- ① 印字記憶結果に異常値を発見した場合は、直ちにその原因をもとめて、異常値が生じないよう対策を講じなければならない。
 - ② 計量された値が正しく印字されるよう計量記録装置の点検、調整を行われなければならない。
 - ③ 作業記録データは、1部を監督職員に提出しなければならない。なお、データは、コピーしたものでよいものとする。

4) 連続式プラント

連続式プラントは、バッチ式プラントの2)～3)のほか次の各号のものを有するものでなければならない。

- ① 粒度調整装置
- ② 同調装置
- ③ ミキサ

ミキサは、二軸式バグミル型の連続式ミキサで、均一な所定の混合物を生産しうるものでなければならない。

16. 一般

- (1) 工事開始前に、コンクリートの配合を定めるための試験を行って示方配合を決定し、監督職員の確認を得なければならない。
- (2) コンクリート中の塩化物含有量の限度は、第2編1-2-7-1によるものとする。
- (3) コンクリートは、AEコンクリートを用いることを原則とする。

17. 強度

コンクリート版のコンクリートの強度は、材令28日においてJIS A 1106(コンクリートの曲げ強度試験方法)によって求めた曲げ強度で 4.5N/mm^2 とする。

3-2-6-14 ブロック舗装工

- 7. インターロッキングブロックの規格は次表のとおりとし、受注者はこれを証明する試験成績表を監督職員に提出しなければならない。

インターロッキングブロックの品質規格

強度	種類	記号	曲げ強度	透水係数
	度	普通インターロッキングブロック	1	5.0MPa 以上
2			3.0MPa 以上	
透水性インターロッキングブロック		1	5.0MPa 以上	1×10 ⁻² cm/sec 以上
		2	3.0MPa 以上	
	植生用インターロッキングブロック		4.0MPa 以上	
厚さ	普通、植生用インターロッキングブロック		±2.5 mm 以内	
	透水性インターロッキングブロック		-1.0 ~ +4.0 mm 以内	
寸法	普通、透水性、植生用インターロッキングブロック		±2.5 mm 以内	

[注1] 1: 車道、駐車場（大型車主体）および歩道の車両乗り入れ部（大型車主体）

2: 歩行者系道路、駐車場（乗用車主体）および歩道の車両乗り入れ部（乗用車主体）

[注2] インターロッキングブロックの形状、その他により曲げ強度試験ができない場合は、コアによる圧縮強度試験を行う。規格値は、曲げ強度 5.0MPa 以上のものは圧縮強度 32.0MPa 以上、曲げ強度 3.0MPa 以上のものは圧縮強度 17.0MPa 以上とする。

第 10 節 仮設工

3-2-10-12 残土受入れ施設工

3. 受注者は、コンクリートブロック、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁を仮置きする場合は、設計図書の設定がない場合には、監督職員と協議しなければならない。

第 12 節 工場製作工（共通）

3-2-11-2-7 橋梁用防護柵製作工

4. 塗装仕上りのみの場合

塗装仕上りのみの場合、第 3 編 1-2-11-2-11 工場塗装工及び第 10 編第 4 章第 6 節橋梁現場塗装工の関連規定による。

第 14 節 法面工（共通）

3-2-14-2 植生工

19. 播種後、種子の流失を防止するとともに地中の水分を保持するため、すみやかに表面に乳剤などを散布して保護しなければならない

第 17 節 植栽維持工

3-2-17-3 樹木・芝生管理工

28. 病害虫の防除法については、北海道開発局「北海道の道路緑化指針（案）」によるものとする。

29. 受注者は、雪害・寒害（潮風害）対策の実施に先立ち、状況及び原因を調査し対策方法について監督職員と協議して行わなければならない。

30. 雪害・寒害（潮風害）対策に使用する材料の規格、寸法等は、設計図書によるものとする。

31. 雪害・寒害（潮風害）の対策方法については、北海道開発局「北海道の道路緑化指針（案）」によるものとする。